

2018年6月15日

くすのき広域連合 御中

大阪社会保障推進協議会
会長 井上 賢二

「2018年度自治体キャラバン行動」に関する 申し入れと懇談への対応のお願い

住民の暮らしを守っての貴職の日頃のご尽力に敬意を表します。

さて、例年通り、別紙の「要望書」を送付いたします。

つきましては、「要望項目」について貴職と直接お会いし懇談させていただきたく、下記の点でご対応くださるよう宜しくお願い申し上げます。

記

1. 「要望項目」について、貴自治体としてのご見解および今後の計画について、必ず「文書回答」を事前にメールでご送付ください。文書回答は届き次第、大阪社保協ホームページ「2018年度自治体キャラバン行動」のページにアップしますので、他市町村の回答も見えていただけるようにいたします。要望書データをお送りいたしますので下記アドレスに「2018年度自治体キャラバン行動要望書データ希望」と記してお送りください。
2. また、懇談当日は要請項目に関連した貴自治体で作成されている市民向けの広報物（「国保のしおりや減免制度のチラシ」「生活保護のしおり・手引き」等）を参加者にご提供ください。必要枚数は今年の参加者数を参考にお願いします。なお、この間いただきましたアンケート回答につきましては、現在集約・入力中であり、出来上がり次第自治体のみなさまにも懇談当日までに「資料集」として送付いたしますので、懇談当日にお持ちください。
3. 貴自治体との「懇談」は、

8月9日(木) 14時から2時間 でお願いたします。

大変お忙しいとは存じますが、当日の2時間の懇談には全担当課の責任ある立場のご出席をお願いいたします。

なお、この日程・時間についてのお返事、お問い合わせについては、大変申し訳ありませんが、電話ではなく必ず下記のアドレスでのメールでいただきますようお願い申し上げます。日程変更等の場合は必ずご連絡ください。メールは以下のアドレスおよび大阪社保協ホームページから入ることができます。お返事なき場合は、国民健康保険担当課長あて問い合わせをさせていただきます。

今年度のスケジュール案は別紙のようになっております。正式決定のスケジュール等については決定次第ホームページにアップいたします。

大阪社会保障推進協議会

〒530-0034 大阪市北区錦町 2-2

メールアドレス osakasha@poppy.ocn.ne.jp

ホームページ 「大阪社保協」と検索してください。

2018年6月15日

くすのき広域連合 御中

大阪社会保障推進協議会

会長 井上 賢二

【事務局】

〒530-0034 大阪市北区錦町 2-2 国労会館

TEL06-6354-8662 Fax06-6357-0846

メール osakasha@poppy.ocn.ne.jp

2018年度自治体キャラバン行動・要望書

住民の暮らしを守っての貴職の日頃のご尽力に敬意を表します。また、日頃より、私どもの活動にご理解・ご協力いただきありがとうございます。

さて、今年も昨年に引続き、以下のように要望させていただきます。

統一要望項目

1. 介護保険・高齢者施策等について

①第7期介護保険料は、高齢者の負担の限界を超える金額となっているため、一般会計繰入によって介護保険料を引き下げること。また、国に対し国庫負担の大幅な引き上げと公費による低所得者保険料軽減について今年度か全面実施するよう働きかけるとともに独自に軽減措置を行うこと。

【総務課】保険料の設定につきましては、高齢者人口や要介護認定者数、サービス量など今後の推移を勘案し、適正に設定しているものと考えております。低所得者保険料軽減につきましては、既に、国や府に対し要望をしておりますが、引き続き、要望してまいります。また、独自の軽減措置につきましては、国の責任によって軽減措置するべきと考えております。

②非課税者・低所得者の介護保険料を大幅に軽減する減免制度を拡充すること。当面、年収150万円以下(単身の場合)は介護保険料を免除とすること。

【総務課】介護保険制度については公的保険であり、国の責任によって財源を措置するべきと考えております。低所得者の利用軽減につきましては、サービス制限がないよう国による措置を講じるものと考えております。また、法改定による利用者負担割合の引き上げにつきましても、介護保険制度の財政基盤を安定的なものにするため実施するものと考えておりますが、実情に応じた一部負担や減免制度なども、同様に、国負担での措置を講じるものと考えており、今後も、引き続き国や府に対し要望をしております。

③介護サービス利用者の負担を軽減するため、低所得者について無料となるよう、自治体独自の利用料減免制度をつくること。介護保険法改定によって導入された「3割負担」については、国に実施中止を働きかけること。また、2割負担者の実態を調査するとともに、自治体独自の軽減措置を行うこと。

【総務課】介護保険制度については公的保険であり、国の責任によって財源を措置するべきと考えております。低所得者の利用軽減につきましては、サービス制限がないよう国による措置を講じるもの

のと考えております。また、法改定による利用者負担割合の引き上げにつきましても、介護保険制度の財政基盤を安定的なものにするため実施するものと考えておりますが、実情に応じた一部負担や減免制度なども、同様に、国負担での措置を講じるものと考えており、今後も、引き続き国や府に対し要望をまいります。

④総合事業について

イ. 利用者のサービス選択権を保障し、サービスについて、すべての要支援認定者が「従来(介護予防訪問介護・介護予防通所介護)相当サービス」を利用できるようにすること。また、新規・更新者とも要介護(要支援)認定を奨励し、認定申請を抑制しないこと。

【事業課】サービス利用にあたっては、適切なケアマネジメントにより、従来相当サービスを含めた総合事業のサービスに繋げています。総合事業のサービスのみを希望する方については基本チェックリストの判定により、事業対象者と認定されることで迅速にサービス利用に繋げることが可能になり、事業について十分に説明を行い、本人の同意を得たうえで実施しており、認定申請の抑制は行っておりません。また、今後も適切な対応に努めてまいります。

ロ. 介護従事者の処遇を維持・改善し、事業者の経営を安定させるため、介護予防・生活支援サービスの単価については、訪問介護員(介護福祉士、初任者研修終了者などの有資格者)が、サービスを提供した場合は、従来額を保障すること。

【事業課】訪問型・通所型サービスの単価については、その内容や基準に応じて設定しており、訪問介護相当サービス及び通所介護相当サービスは従来と同様の単価区分を設けています。

⑤保険者機能強化推進交付金について

イ. 保険者機能強化交付金は、国が一方的に行う評価で差別的に交付金を分配するものであり、地方自治を否定する不当な制度であることから、自治体として国に撤廃を求めること。200億円の財源は処遇改善など介護保険の改善に活用すること。

【総務課】今般の国による保険者機能強化推進交付金の在り方につきましては、介護保険の保険者機能の強化や自立支援・重度化防止に向けた取り組みの推進を図ることを目的としており、新たに保険者に対する交付金が創設されたものと理解しております。保険者として限りある財源を確保し、また有効に活用するため、新たな取り組みだけでなく既存事業等への活用を検討してまいります。

ロ. いわゆる「自立支援型地域ケア会議」など、介護サービスからの「卒業」を迫り、ケアマネジメントに対する統制を目的とした仕組みをつくらないこと。

【事業課】地域包括ケアシステムの強化に向け、自立支援・重度化防止に向けた取組の推進が求められており、自立支援型地域ケア会議はリハビリテーション職等、多様な専門職による専門的知見の基づく助言を得ることで、ケアマネジャーがアセスメントの視野を広げ、高齢者の自立支援に資する計画を立てることをサポートするものであり、利用者の同意を得たうえで、立案された計画を実施します。ケアマネジメントの統制ではなく、利用者の背景等も含めた個々の課題分析を行うことでケアマネジメント支援に努めます。

ハ. 国の「評価指標」に追随し、実態を無視した「介護予防・重度化防止目標」「給付抑制目標」などは盛り込まず、必要な介護サービスが受けられるようにすること。

【事業課】評価指標は、第6期介護保険事業計画の実績に基づき、国や大阪府の指針・方針を踏まえ、地域包括ケアシステムを充実するための体制整備や介護予防事業の推進について指標として盛り込んでおり、給付抑制目標は盛り込んでいません。利用者が適切なアセスメントに基づいた介護サービスが受けられるよう、地域ケア会議や研修会等によりケアマネジャーのスキルアップを図ってまいります。

⑥制度改善により導入された生活援助一定数以上ケアプラン届出制度はケアマネジャーの裁量と利用者の生活の必要性を否定しかねない不当なものであり、自治体として国に撤廃を求めること。当面の間、自治体としては届出を義務化しないこと。

【事業課】居宅サービス計画については、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準により、厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護を位置付ける場合に、当該居宅サービス計画を市町村に届け出ることとされており、本広域連合といたしましては、これに基づき、適正な事業の実施に努めるとしております。なお、届出の対象となる生活援助中心型サービスについては、利用者の様々な事情を勘案し回数だけで判断することがないよう、関係機関等と連携した取組みを進め、利用者の自立支援に資するサービスの提供に努めてまいります。

⑦高齢者の熱中症予防の実態調査を実施すること。高齢者宅を毎日訪問し熱中症にならない対策(クーラーを動かすなど)ができるように、社会福祉協議会、事業者、NPO などによびかけ小学校単位(地域包括ケアの単位)で見守りネットワークづくりなど、具体的施策を実行すること。介護保険の給付限度額の関係で、町の熱中症予防シェルター(開放公共施設)へ介助を得て避難する事が困難なケースへの対策を各自治体が立てること。低額な年金生活者や生活保護受給者の中では、高齢者が「経済的な理由」でクーラー設置をあきらめたり、設置していても利用を控えざる得ない状況があり、「貸付制度の利用」でなくクーラー導入費用や電気料金に対する補助制度を作ること。

【総務課】高齢者の熱中症予防対策については、健康面や体力的なところからも日常生活における予防への取り組みは重要であると認識しております。本要望に対する取り組み等につきましては、各市の高齢者福祉施策に位置付けられるものと解しており、各市において取り組みを図られるものと考えております。

⑧入所施設待機者を解消し、行き場のない高齢者をなくすために、特別養護老人ホームを大幅に拡充すること。また、利用状況など詳細な実態調査を行い、必要数を明確にしたうえで年次的に整備を行うこと。

【事業課】特別養護老人ホームの施設整備については、第6期くすのき広域連合介護保険事業計画に基づき、平成29年度に門真市域において80床を新たに整備いたしました。また、現在の第7期計画の策定にあたっては、アンケート調査を実施し、高齢者の介護保険サービスに対する利用意向や生活実態の把握に努めたところでございます。今後といたしましては、平成32年度に30床を整備する予定としております。

⑨介護人材の不足を解消するため、自治体として独自に処遇改善助成金を制度化し、全額労働者の賃金として支払われる措置を講じること。国に対し、国庫負担方式による処遇改善制度を求めること。

【事業課】増大する介護ニーズへの対応や質の高い介護サービスを確保する観点から、介護職員の人材確保と処遇改善を図ることは、喫緊かつ重要な課題であると認識しております。その中で、給与水準の上昇も含めた処遇改善につきまして、基本的には介護保険制度において対応すべきことと考えており、介護報酬改定における介護職員処遇改善加算の拡充など、国等において取組みが進められておりますことから、独自で制度を創設する考えはございません。